宮 崎 県 林 地 開 発 許 可 基 準

平成元年 10 月 1 日
環境森林部自然環境課
〔最終改正〕令和８年４月１日

第１　目的

県民生活及び地域社会における森林の果す役割の重要性に鑑み、林地の適正な利用の確保を目的とした林地開発許可制度の適切な運用を図るため、林地開発行為の許可に関する基準を定める。

第２　機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の２第２項各号の１に該当する場合が多いと考えられるため、開発行為の目的、態様等を考慮の上、極力これらの森林の開発は避けること。

（１）　地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

（２）　市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第 10 条の５第２項第５号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林

第３　開発行為許可の要件

開発行為の許可は、許可の申請書等の記載事項が次の要件を満たすこと。

１　一般的事項

（１）　次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

ア　開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

イ　開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数（３分の２以上）の同意を申請者が得ていることが明らかであり、その他の者についても同意を得ることができると認められること。

ウ　開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認ができること。

エ　申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用（防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。））の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用）があることが明らかであること。

オ　申請者又は開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることが明らかであること。

カ　開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつこれに従っていない者に該当しないこと。

（２）　開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

（３）　開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

（４）　開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置（開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執するものではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置）が適切に行われることが明らかであること。

（５）　開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、開発行為により道路が分断される場合には、付替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

（６）　開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、地域住民の生活への影響について、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する

協定を締結していること等が該当する。

（7） 太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発については、防災や景観の観点から、林地開発の申請の前に開発区域周辺の地域住民に対し、必要に応じて住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組が行われていること。

また、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、必要に応じて住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うこと。

（8） 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で、開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

なお「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

特に、太陽光発電施設の設置に係る開発行為については、採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

2 災害の防止機能関係事項

（1） 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限であることが明らかであること。

すなわち、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースの造成に係る切土量は１ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下であること。

また、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設等を確実に設置すること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設等を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設等を設置すること。

（2） 切土、開発区域内盛土又は開発区域外盛土

切土、開発区域内盛土又は開発区域外盛土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び開発区域外盛土が適切な箇所で行われること並びに切土、開発区域内盛土又は開発区域外盛土を行った後に法面が生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。なお、技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

（ア） 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

（イ） 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分縮め固めが行われるものであること。

（ウ） 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

（エ） 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

（ア） 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

（イ） 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として、高さ５メートルないし 10 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

（ウ） 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 開発区域内盛土は、次によるものであること。

（ア） 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

（イ） 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等

の措置が講ぜられていること。
（ウ）　盛土高が５メートルを超える場合には、原則として５メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
（エ）　盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、斜面安定度の検討を行うとともに、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水施設の設置等適切な措置が講ぜられていること。

エ　開発区域外盛土は、次によるものであること。
（ア）　開発区域外盛土は、残土処理場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における残土処理場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
（イ）　法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、開発区域内盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。
（ウ）　法面の緑化の計画が行われていること。

（３）　法面崩壊防止の措置

切土、開発区域内盛土又は開発区域外盛土を行った後の法面の勾配が第３の２の(２)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。
（ア）　切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが２メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のａ若しくはｂのいずれかに該当する場合はこの限りではない。
ａ　土質が別表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。
ｂ　土質が別表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが５メートル以下のもの。この場合において、ａに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、ａに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。
（イ）　盛土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが１メートルを超える場合

イ　擁壁の構造は、次によるものであること。
（ア）　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
（イ）　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。
（ウ）　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。
（エ）　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
（オ）　擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

（４）　法面保護の措置

切土、開発区域内盛土又は開発区域外盛土を行った後の法面が雨水、渓流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ　表面水、湧水、渓流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、第３の２の(３)のイによるものであること。

（５）　土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、必要に応じて開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。
（ア）　開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクター

ル当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが高い場合では 600 立方メートル、それ以外の場合では 400 立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

（イ） 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算されたものであること。

イ　えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ　えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和 46 年３月 13 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達）によるものであること。

エ　「災害が発生するおそれがある区域」については別表２に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて必要な措置が講ぜられること。なお、別表２に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めるものとする。

（ア） 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

（イ） 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる渓流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

オ　上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について宮崎県林地開発許可制度取扱要綱（平成元年 10 月１日環境森林部自然環境課）に定める計画書に必要な事項を記載すること。

（６） 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　排水施設の断面は、次によるものであること。

（ア） 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次のａ及びｂにより、流速は原則としてマニング式により求められていること。

ａ 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

Ｑ＝１／360・ｆ・ｒ・Ａ

Ｑ：雨水流出量（㎥／sec）
ｆ：流出係数
ｒ：設計雨量強度（㎜／hour）
Ａ：集水区域面積（ha）

ｂ 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

（ａ） 流出係数は、別表３を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、別表３の区分の適用については、おおむね山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

（ｂ） 設計雨量強度は、(ｃ)による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第１項第４号のロ又は土砂災害防止法第８条第１項第４号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

（ｃ） 単位時間は、到達時間を勘案して定めた別表４を参考として用いられていること。

（イ） 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

（ウ） 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

イ　排水施設の構造等は、次によるものであること。

（ア） 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

（イ） 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

（ウ） 放流によって地盤が洗堀されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

（エ） 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

（オ） 表面浸食のおそれがある場合は、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

ウ 排水施設の設計雨量強度は、宮崎県県土整備部河川課が公表している最新の雨量強度が採用されていること。

（ア） 雨量強度式は石黒式が採用されていること。

（イ） 雨量強度の地区区分は、下記によるものであること。

ただし、河川の管理者との協議により、下記によらない場合は、適宜対応されていること。

Ａ地区：西臼杵支庁・東臼杵農林振興局・児湯農林振興局
Ｂ地区：中部農林振興局
Ｃ地区：北諸県農林振興局・西諸県農林振興局
Ｄ地区：南那珂農林振興局

エ 管渠の流速は 0.8～3.0m／ｓを原則とし、下水中の沈殿物が次第に管渠内に堆積するのを防ぐため、下流ほど漸増されていること。

（７） 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

（８） 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率が用いられていること。

（９） 仮設の防災施設等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。

(10) 防災施設等の維持管理

ア 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

(11) 都市計画法等の基準の適合判断

（１）から（10）及び第３の３にかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項又は第２項の許可を要する場合は同法第 33 条第１項第７号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第１項の許可を要する場合は同法第 13 条第１項の基準に、同法第 30 条第１項の許可を要する場合は同法第 31 条第１項の基準に適合することをもって、法第 10 条の２第２項第１号の基準に適合するものとして差し支えない。

３ 災害及び水害の防止、水の確保機能関係事項

（１） 洪水調整池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排出されることにより災害が発生するおそれがある場合、又は開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量

が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

イ　当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として１パーセント以上であるかどうかとし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いるものとする。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

ウ　洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、アによるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いること。

エ　開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設等を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設等の設計は本設のものに準じて行うこと。

オ　開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

（２）　貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

（３）　沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂地の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

（４）　洪水調整池設置の考え方及び基準

ア　洪水調整池設置の考え方（フロー図参照）

（ア）　申請者は、開発行為を行う場合は、流末河川の第一次放流先の管理者と協議を行い、増加する流出量に対する調整方法について同意を取得するとともに、第二次放流先の管理者にその結果を報告すること。

なお、第一次放流先の管理者が市町村の場合は、第二次放流先から下流について、河川法第７条に規定する河川管理者である国又は県（以下「法河川管理者」という。）にその結果を協議し、増加する流出量に対する調整方法について法河川管理者からも同意を得ること。

（イ）　上記の河川協議の結果、洪水調整池の設置が必要な場合又は河川管理者が特定できない場合は、下記に示す森林法の審査基準を満たすこと。

なお、河川管理者から求められた基準についても満足させること。

（ウ）　開発区域が都市計画区域内にある場合は、森林法の審査基準に加えて、都市計画法等の審査基準も満たすこと。

イ　森林法による洪水調整池設置の審査基準

（ア）　洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地

形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。
なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に３年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

（イ） 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 200 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の 1.2 倍以上のものであること。
ただし、200 年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100 年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

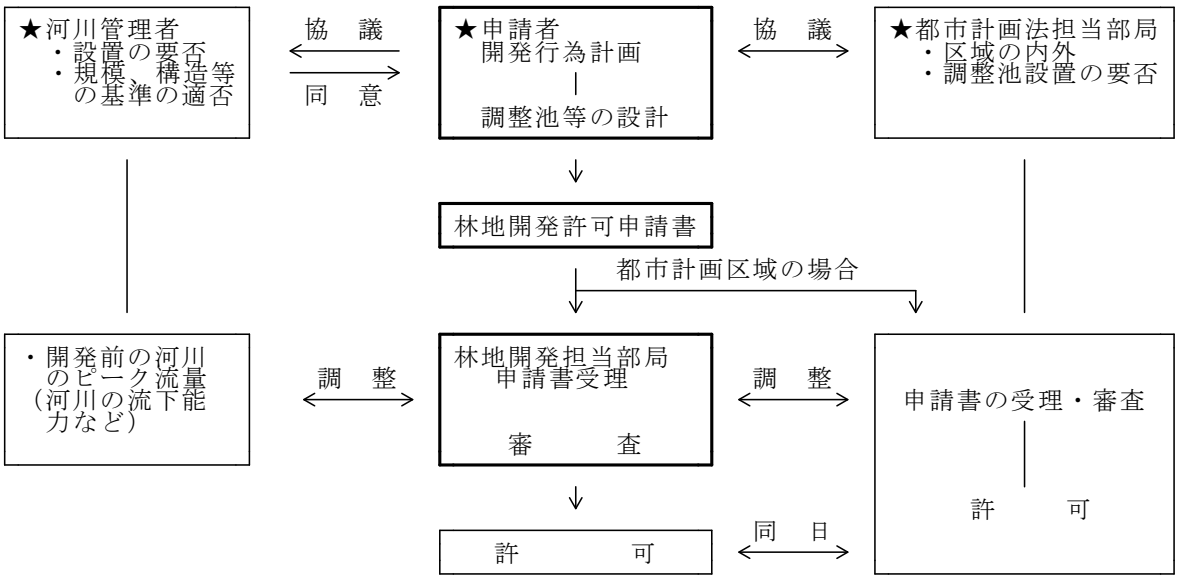
（ウ） 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
また、洪水調整池の底盤からの漏水を防止するため、不透水層が確認できない場合は底盤コンクリート等の措置が講ぜられること。

（エ） 流出抑制施設は、原則として貯留型施設とし、オフサイト貯留を用いること。

（オ） 洪水調整池の設計に用いる確率雨量強度は、第３の２の（６）ウによるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いること。

（カ） 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。

フロー図（洪水調整池設置の許可手順）



4　環境の保全機能関係事項

（１） 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア　相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。
森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正

に配置されるとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとすること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別表５の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別表５の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別表５に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別表５に準じて適切に措置されていること。

イ　造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、別表６を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ１ヘクタール当たり 500 本～１ヘクタール当たり 1,000 本の範囲で植栽本数を定めること。

ウ　道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

エ　太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為において、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とされていること。

（２）　騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

（３）　景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（残土処理場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置が講ぜられることが明らかであること。

（４）　残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、市町村等との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることとする。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残地森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めるものとする。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村は、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるようにするとともに、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等が講ぜられることが明らかであること。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討すること。

残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないが、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないこと。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。

（５）　太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為における景観への配慮

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周

辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう景観に配慮した施工に努めること。

（６） 地域の合意形成等を目的とした制度との連携

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、必要に応じてこれらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図ること。

（７） 野生動植物の分布調査

開発行為をしようとする区域内において、「宮崎県の保護上重要な野生生物（改訂・宮崎県版レッドリスト）」に掲載されている野生動植物（以下、「希少野生動植物」という。）の生息又は生育（以下、「生息等」という。）の有無について調査すること。

なお、調査については、原則、文献調査及び学識経験者又は専門家（以下、「学識経験者等」という。）からの聞き取り調査とする。ただし、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第５条第２項に該当する開発行為においては、学識経験者等による踏査によるものとする。

また、これらの調査で希少野生動植物の生息等が明らかになった場合又は生息等の可能性が高いと判断された場合は、学識経験者等の助言を踏まえ、具体的な希少野生動植物の保護措置が講ぜられることが明らかであること。

別表１

土　　質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35 度	45 度

別表２

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

別表３

区分／地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林　　地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草　　地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕　　地	―	0.7～0.8	0.5～0.7
裸　　地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

（注）太陽光パネル等とは、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所のことをいう。

別表４

流域面積	単位時間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

別表５

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森　林　の　配　置　等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　１区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2　ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむ５ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上とする。 （緑地を含む）	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	1 事業区域内の開発行為に係る面積が 40 ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、４のとおり全て残置森林）を配置する。 3　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上 40 ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。 4　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないよう概ね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

（注）　1　「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

2　「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3　「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第 10 条の２第２項第３号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その２割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあっては 20 パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

4　「開発行為の目的」について

（1）　「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

（2）　「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

（3）　「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等

所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

（４） 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

（５） 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

（６） 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

（７） １事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

５ レジャー施設及び工場・事業場の設置については、１箇所当たりの面積がそれぞれおおむね５ヘクタール以下、おおむね 20 ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ５ヘクタール、20 ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

６ 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「１箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

７ 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

（１） 公園・緑地・広場

（２） 隣棟間緑地、コモン・ガーデン

（３） 緑地帯、緑道

（４） 法面緑地

（５） その他上記に類するもの

８ 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

９ 太陽光発電設備の設置における「１箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該施設に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

別表６

樹　　高	植栽本数（１ヘクタール当たり）
１メートル	2,000 本
２メートル	1,500 本
３メートル	1,000 本